

選挙権年齢が18歳に引き下げられました

平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢（投票できる年齢）が20歳から18歳に引き下げられました。

この改正に伴い、今年7月10日の参議院議員通常選挙から、選挙時において満18歳、19歳のかたが新たに投票できるようになります。

新たに有権者に加わる数は全国で約240万人といわれております。世界的にみると、約9割の国で18歳までに選挙権を認めており、今回の引き下げは、世界の流れに沿ったものといえます。

新たに有権者となる皆さん、貴重な一票を棄権せず、ぜひ投票してください。

選挙権年齢を18歳以上に引き下げたのはなぜ？

18歳や19歳の若者は、自らの考え方を持っていて、ものごとを十分に判断できる力があるという意見があります。

広く政治に若者が参加するよう促すことは、民主主義の発展にとって大切なことです。このような考えから、70年ぶりに選挙権年齢が改正され、従来の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられました。

わが国では少子高齢化が進行していて、有権者に占める高齢者の割合が上昇しています。そうした中で、選挙権年齢を引き下げ、若者の意見や考えを政治に届きやすくすることによって、若者の政治的な影響力が高まることが期待されます。

主な国・地域の選挙権年齢（2014年現在）

年齢	国・地域
16	アルゼンチン、オーストリア、キューバ、ブラジルなど
17	東ティモールなど
18	アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、ロシアなど
19	韓国
20	カメルーン、日本（※）など
21	オマーン、クウェート、シンガポール、マレーシアなど

※平成27年の公職選挙法改正で「18歳以上」へ変更

選挙運動にはルールがあります！

選挙で特定の候補者を応援することは、選挙運動になります。選挙運動は決められた期間内にできるようになりますが、高校生は学校の教育活動以外の時間と場所で行われるものに限られたり、満18歳未満の人は選挙運動はできないなどのルールがあります。

また、インターネットを利用した選挙運動ができますが、電子メールは候補者と政党以外に使えないなどのルールがあるので注意が必要です。

住む場所が変わったかたは、住民票を移しましょう

入学や就職などで新しいまちに引っ越すなど、住所を移すときは、役場に届出をして、住民票を移すことが義務付けられています。大学生になって親元を離れても住所を移さない人が多く、これが若者の低投票率の一因になっているという指摘もあります。

また、選挙人名簿への登録前に転居すると、直後の選挙で投票できませんでしたが、平成28年2月の法律改正により、旧住所地に3か月以上の居住歴があれば、旧住所地の選挙人名簿に登録され投票が可能となります（本年6月19日施行）。

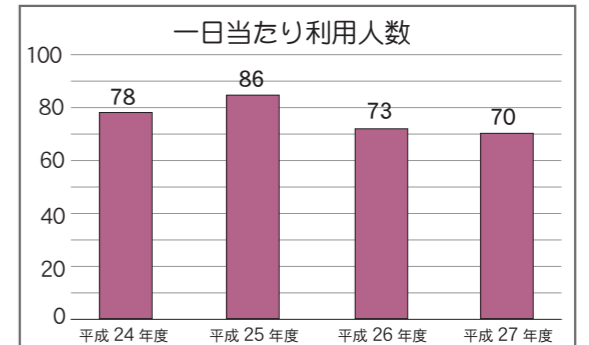
投票時間は、午前7時から午後7時までです。
 期日前投票 期間 / 平成28年6月23日（木）～7月9日（土）まで
 時間 / 午前8時30分から午後8時まで
 投票所 / 役場1階町民ホール 持参するもの / 入場券

投票所が変更になっているところ
 小山田区・橋本・福田区は、「橋本交流センター」
 小島区・新田町・桜町1～3区は、「総合体育館」
 末広・保料・西原区は、「世代交流いきいきプラザ」

に変更になっておりますので、お間違えのないようお願いいたします。
 ※詳細については、6月15日号のおしらせばん差し込みの「第24回参議院議員通常選挙」のチラシをご覧ください。



デマンド型乗合タクシーを開始したのは平成24年7月、平成24年度の1日あたり平均利用人数は78人、平成25年度は86人と増加しましたが、平成26年度が73人、平成27年度が70人と減り続けています。その主な要因は、予約後のキャンセルが多くなっていることがあげられます。



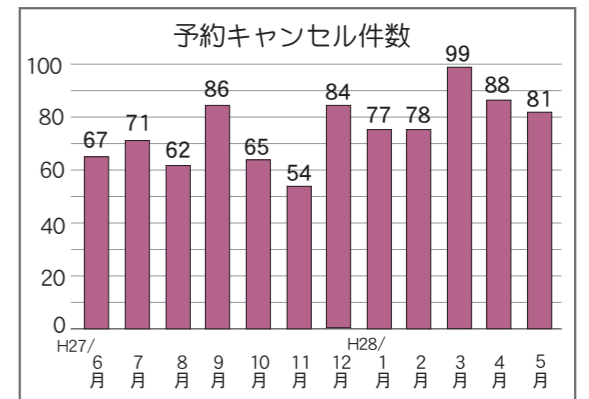
予約後のキャンセルは直ちに連絡願います

近年、予約後のキャンセルが多く、月に100件近く発生しています。1日あたり4～5件生じていることとなります。

キャンセルの理由は、「体調不良」、「用事ができた」、「家族等が乗せてくれることになった」が多い順番です。

体調不良による突然のキャンセルもあると思いますが、土壇場でのキャンセルは乗車の利用収入が得られない、運行の休止につながる、予約の希望があっても受け付けられない、というデマンドタクシーの運営に大きな支障を来すこととなります。

デマンドタクシーに対する多くの方の利用、運営が円滑に実施できるように、予約後、キャンセルになる事由が発生した場合は、すぐに予約センターに連絡願います。



デマンドタクシー利用の基本（詳しくは大河原町ホームページ「デマンドタクシー」をご覧ください）

- ①基本は乗り合い。対象は、小学生以上で町内に居住または通勤または通学しているかたです。
- ②事前の登録が必要。予約センターまたは役場企画財政課で登録してください。
- ③利用は平日の午前8時30分から午後4時30分まで。（祝日、年末年始を除く）
- ④1週間前から予約が可能、30分前までに予約センター（☎0224-86-4890）に予約。
- ⑤一人で乗り降りできるかたが利用の条件です。
- ⑥介助を要する場合は介助者が必要。介助者も登録が必要。
- ⑦利用料金は1回300円。小中学生と障がいをお持ちのかた（手帳所持者）は100円です。
- ⑧通院や買い物、趣味や娯楽など利用目的は自由ですが、町内だけの利用です。

キャンセル予防も含め、多くの利用を図るための検討を行っています

検討1. 運行30分単位を1時間単位に変更

平均乗車人数が1.2人。1人乗車の運行が多いこととなります。30分ごとの運行では多くの乗り降りができない、追加の予約が入れにくいことから1時間ごとの運行を検討します。

検討2. 1週間前からの予約を3日前からの予約に変更

予約を1週間前からできることから余分に予約をするケースがあります。結果的にキャンセルにつながるのを、確実な予定を元に予約することを目的に3日前（土日、祝日を除く）からの予約を検討します。

※検討事項に関し、実際に利用されているかた、これから利用を考えているかたなどから、ご意見を募集していますので企画財政課まで連絡願います。

